

東京都環境基本条例（平成六年東京都条例第九十二号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>第一条から第二十四条まで（現行のとおり） （東京都環境審議会）</p> <p>第二十五条（現行のとおり）</p> <p>2 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。</p> <p>一 （現行のとおり）</p> <p>二 法令の規定（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百二十七号）<u>第五条の五第三項</u>を除く。）によりその権限に属させられた事項</p> <p>三 （現行のとおり）</p> <p>3 から9まで（現行のとおり）</p> <p>第二十六条（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第二十四条まで（略） （東京都環境審議会）</p> <p>第二十五条（略）</p> <p>2 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法令の規定（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百二十七号）<u>第五条の三第三項</u>を除く。）によりその権限に属させられた事項</p> <p>三 （略）</p> <p>3 から9まで（略）</p> <p>第二十六条（略）</p>